

序 文 基準改訂の経緯

くさび緊結式足場については、木造住宅等の低層建築物の工事に用いる足場として、仮設工業会で昭和 58 年 10 月に「小規模建設工事に用いる簡易足場の構造等の安全技術基準」の中で「C型緊結部付ユニット支柱式ブラケット一側足場」として初めて基準が作成された。

その後、小規模建設工事用から、ビル工事用としても用いられることから「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の認定基準を制定するとともに、認定された部材を使って中層のビル工事用足場を組立て、使用するための技術基準が平成 15 年に作成され、その後、平成 21 年（2009 年）、平成 27 年（2015 年）の法令の改正等を踏まえ、必要な改定を行っている。

一方、平成 25 年（2013 年）頃より、従来のくさび緊結式足場を中高層用足場として使用するために工夫されたくさび式システム足場が開発されるようになった。このようなくさび式システム足場は、従来から認定しているくさび緊結式足場と比べ、薄肉鋼管を用いて軽量化したもの、1 層の層高を高くし作業性を良くしたもの、手すり先行工法に特化したもの等、作業性、安全性の高いものが製造されている。

このような、くさび式システム足場に関しては、システムとして組み立てられた仮設構造物等の使用時における安全性を確保するため、仮設工業会が行っている「仮設構造物等の安全性に関する承認」（システム承認）を取得しているものが多く、この承認制度では、申請のあった組立基準及び使用基準に基づく実大試験等を行い、システムとしての安全性を確認している。

本技術基準は、この承認を取得している「くさび式システム足場」について中高層で安全に使用方法等を示したものである。

なお、ビル工事用の足場としてどの種類の足場を設置するかは、経済性だけではなく、工事の内容、建築物の形状、規模、工期等に即してより安全な足場の確保を前提に選択すべきものであり、本技術基準は他の足場の代わりにくさび式システム足場を推奨しようとするものではないことを念のため申し添える。

第 1 章 総 則

1. 適 用

「くさび式システム足場の組立て及び使用に関する技術基準（承認編）」は、一般社団法人仮設工業会（以下「仮設工業会」という。）が、システムとして組み立てられた仮設構造物の使用時における安全性に関して承認する「くさび式システム足場」（2 定義（1）を参照）を用い、承認した組立基準・使用基準にしたがって使用される本足場（住宅工事事用足場を除く。）について適用する。

解 説

① 適用

くさび式システム足場を構成する部材は、承認された部材を使用することが原則である。

本技術基準は、くさび式システム足場を構成する部材のうち、支柱、布材、作業床、先行手すりといった基本部材の組立条件及び梁枠を使用した開口部の組立条件等を中心に、足場を組立てる上で必要な最低限の基準を示したものである。

くさび式システム足場の設置にあたっては、専用の部材以外に枠組足場等にも使用される床付き布わく、壁つなぎ用金具、緊結金具、階段開口部用手すり枠、メッシュシート等も同時に使用することがある。このような部材については、それぞれの認定基準の合格品を使用するものとする。

また、くさび式システム足場の各部材は長期に渡って繰り返し使用されるため、必ず適正に経年管理された部材を使用することが大切である。

【参考：くさび緊結式足場の機材の経年管理に関するガイドライン（仮設工業会）】

② 高さについて

平成 27 年 7 月 1 日付け施行の改正労働安全衛生規則第 571 条第 1 項第 3 号により、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重を超えない場合は 31m を超える場合であっても建地の 2 本組を行わないことが可能となった。

承認されたくさび式システム足場については、4.5 層実大で破壊に至るまでの試験を行って組立条件に応じた支柱の適正な許容支持力を求め、これを承認しているため、承認された許容支持力をもとに足場の自重及び積載荷重を考慮し、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重を超えない範囲内で、組み立て高さを決定することができる。

このため、承認された許容支持力の値等によっては、31 m を超えて 2 本組なしで組み立てるこ

とが可能になるものがあり、さらに45 mを超えて組み立てることが可能になるものもある。

③ 足場の構造上の高さ（平成27年労働安全衛生規則改正時のパブリックコメントによる。）

- (1) 作業床が足場の最上層に設置されている場合は、基底部から最上層の作業床までの高さをいう。
- (2) 作業床が足場の最上層に設置されていない場合は、単管足場等支柱式の足場では、最上層の水平材（布材等の主要部材）までの高さをいう。（図-1）

④ 本基準の対象外

承認を得た組立方法以外の構造のものを使用する場合、また、止むを得ず本技術基準（承認された組立基準・使用基準を含む。）を遵守した組立方法ができない場合は、別途、性能試験又は強度計算等により安全性を確認し、かつ、作業時の安全性に留意して組立てる必要がある。

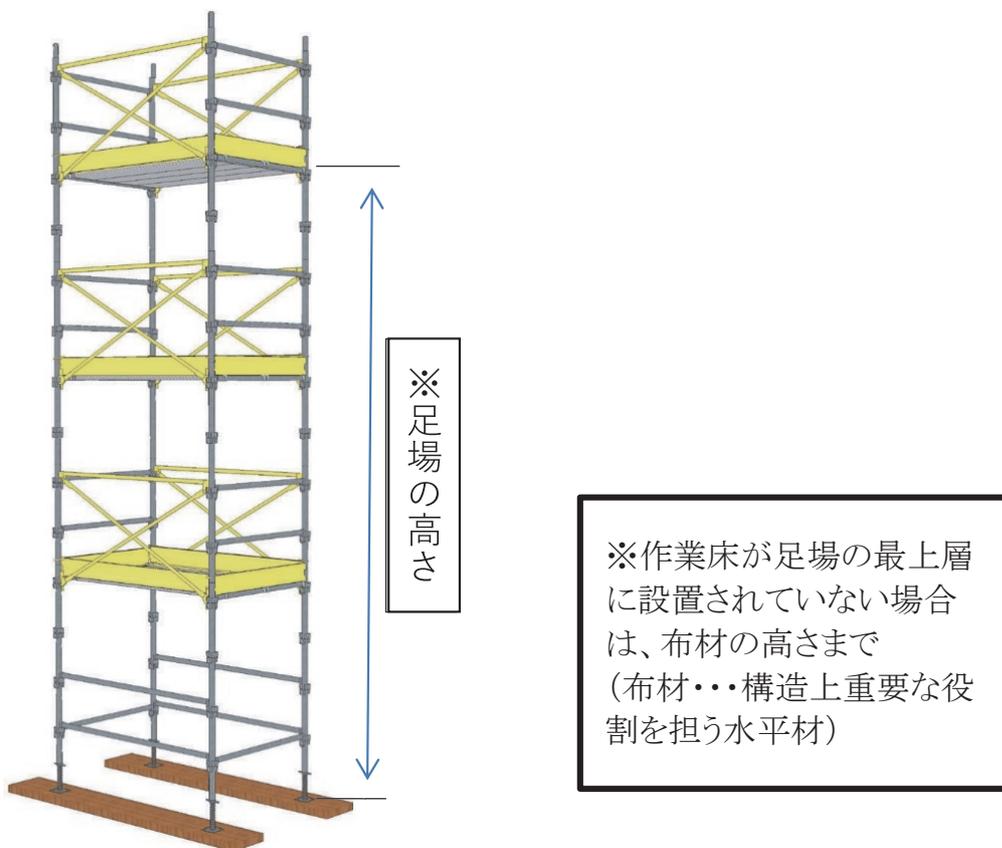


図-1 足場の高さ